

NIPPOの 被扶養者・ 任意継続者 健診制度について



40歳以上
の方は
基本項目も
詳細項目も
本人負担なし！
※特定健診の項目以外を
受ける場合は自己負担。

■ 特定健診の項目

【基本項目】

診察	● 問診 ● 診察
測定	● 身長、体重計測 ● 肥満度(BMI) ● 腹囲 ● 血圧測定
血中脂質	● 空腹時中性脂肪 (やむを得ない場合は、随時中性脂肪)* ● HDL-コレステロール ● LDL-コレステロール (● non-HDLコレステロール)*
肝機能	● AST ● ALT ● γ-GTP
血糖	● 空腹時血糖またはHbA1c (やむを得ない場合は、随時血糖)*
尿検査	● 尿蛋白 ● 尿糖

【詳細項目】

貧血	● ヘマトクリット ● ヘモグロビン ● 赤血球
腎機能	血清クレアチニン
	心電図
	眼底検査

※やむを得ず空腹時(食後10時間以上)以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪も可能。

※中性脂肪が400mg/dl以上、または食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えて、non-HDLコレステロールでも可能。

※やむを得ず空腹時(食後10時間以上)以外に採血を行い、HbA1cを測定しない場合、随時血糖でも可能。

受診券を使用せず、健診等を受けた方へ

健診結果と質問票を健保組合にご提出
いただければ、謝礼を差し上げます。

- 例
- 受診券を使用せず、人間ドックや健診を受けた
 - パート先等で健診を受けた
 - 通院中の病院で定期的に血液検査をしており、特定健診の項目(基本項目)も調べている など

■ 提出方法

受診券と同封する用紙の「質問票」にご回答のうえ、健診結果のコピーと併せて、健保組合にご送付ください。

〒104-8380 東京都中央区京橋1-19-11

※健診結果に上記の「特定健診の項目(基本項目)」がすべて含まれていることが必要です。

(いただいた健診結果は、健保組合で保管し、必要に応じて保健指導等に活用します。ご了承のうえ、ご提出ください。)不明点等あれば、NIPPO健康保険組合(03-3561-1071)にご連絡ください。

40歳未満の配偶者(被扶養者)の方

40歳未満の方

- 医療機関での健診に5,000円まで補助。
- 配偶者在宅健診(無料)

① 病院等で健診を受けた方に、健保組合が 一部費用補助(5,000円まで)します

領収書・明細書が必要です。詳細は、各社内掲示板に掲載します。

② 配偶者在宅健診を実施します

「けんぽだより秋号」(9月中旬頃発行)に案内を掲載します。
(健保組合ホームページからも、バックナンバーの閲覧・印刷が可能です。)

<http://www.nippokenpo.jp/login.html>

■ 申込期間

令和8年10月1日(木)～10月31日(土)

■ 費用

無料(健保組合が全額負担します。)



40歳以上の被扶養者・任意継続者の方

40歳以上の方

- 基本項目と詳細項目は無料。
- 受診券を使用せず健診を受けた方は、必要書類をご提出いただければ、謝礼を差し上げます。

特定健診の受診券をお送りします。→

特定健康診査受診券		令和8年4月1日交付	
受診券管理番号	1810000001	氏名	コッポ ハナコ
受診者	性別	生年月日	昭和34年5月1日
有効期限	2026年12月31日	健診内容	特定健康診査
窓口での自己負担	特定健診(基本部分)	0円	
	特定健診(詳細部分)	0円	
保険者所在地	東京都中央区八重洲一丁目2番16号		
保険者電話番号	03-3561-1071		
保険者番号・名称	06113819171		
	NIPPO健康保険組合		
交付時期と機関	健保組合契約A①	組合契約B②	
支払代行機関番号	94899010		
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金		
住所	〒 - -		

■ 対象者

40歳以上75歳未満の被扶養者(家族)・任意継続加入者で受診時にその資格が継続している方

■ 健診受診期間

令和8年4月～12月31日までの間

■ 受診券の交付

4月下旬以降順次、健保組合から郵便でご自宅に「特定健康診査受診券」を交付します。
これは、健診費用が無料になる金券にあたります。再発行はしませんので大切に取扱ってください。

■ 健診機関

特定健診実施機関(けんぽれんのホームページに公開されています。)

<https://www.kenporen.com/>

Aタイプ・Bタイプ両方の契約をしております。

※特定健診実施機関の検索方法は、「特定健康診査受診券」に同封する「特定健診のお知らせ」をご参照ください。

※健診機関に事前の予約をお願いいたします。

■ 費用

健保組合の負担は、【基本部分】全額 【詳細部分】全額 です。詳細部分は、前年度の健診結果等により医師の判断で実施されます。(前年度の健診結果通知を持参のこと。)

■ その他

- 受診の際は、受診券とマイナ保険証等、前年度の特定健診結果通知を持参してください。
- 特定健診結果は受診機関から本人に通知されますが、健保組合でも保管し必要に応じて保健指導等に活用します。ご了承のうえ受診ください。
- 子宮頸がん、乳がん検診は費用補助を実施します。詳しくはP8をご覧ください。

子宮頸がん・乳がん検診の費用補助

病院等で検診を受けた方に健保組合が一部費用補助します。ただし、健康保険を使用して保険診療扱いとされた検診は補助対象外です。

領収書・明細書が必要です。請求方法の詳細は各事業所社内掲示板に掲載します。

※任意継続者被保険者は健保組合までご連絡ください。

補助対象者

当組合の被保険者および被扶養者

*年齢は年度末年齢(令和9年3月31日時点の年齢)

(1) 子宮頸がん検診

21歳以上の奇数年齢の女性

(2) 乳がん検診

41歳以上の奇数年齢の女性

※原則2年に1回実施する検査のため、偶数年齢の方の補助はありません。
毎年の受診を希望される方は偶数年齢時に自治体のがん検診補助をご利用ください。



補助内容

(1) 子宮頸がん検診

問診、視診、子宮頸部細胞診および内診のみ

(自己採取法、HPV検査は対象外)

●補助額は一人税込6,000円まで ●補助対象の子宮頸がん検診受診期間は、1月末日まで

(2) 乳がん検診

問診およびマンモグラフィー検査のみ(乳腺超音波検査、視触診は対象外)

●補助額は一人税込7,000円まで ●補助対象の乳がん検診受診期間は、1月末日まで

歯科健診の費用補助

歯科医等で健診を受けた方に健保組合が一部費用補助します。ただし、健康保険を使用して保険診療扱いとされた健診は補助対象外です。

領収書・明細書が必要です。

※任意継続者被保険者は健保組合までご連絡ください。

補助対象者

当組合の被保険者(被扶養者は対象外です)

補助内容

歯科健診(全額自己負担の健診のみ)の費用を補助します。

歯科医院に「**当組合加入者の歯科健診のお願い**」と「**歯科健診費用補助申請書**」

を持参して歯科健診を受診してください。

●補助額は一人税込5,000円までの実費(年度内1回まで)

●補助対象の歯科健診受診期間は1月末日まで



費用精算、請求方法

最寄りの医療機関にて歯科健診を実施し、領収書(歯科健診を受けたこと、受けた者の氏名が明記されたもの)を提出し、本人の勤務事業所で精算してください。

精算には「**歯科健診費用補助申請書(歯科医院記入済のもの)**」を添付してください。(請求方法の詳細は各事業所社内掲示板に掲載します)

注意事項

●保険受診したものは対象外です。

●インプラントのアフターメンテナンスや矯正目的または矯正中の検診、審美目的のクリーニング、ホワイトニング等は補助対象外です。